

緑豊かなつくば市で凄まじい森林破壊

酒井泉



無残な伐採現場、これが「総合運動公園反対運動の成功」の結果なのか？

令和5年12月7日の木々の紅葉が美しい中、大面積の貴重な自然林が皆伐されて無残な姿を晒していることが分かりました。

森林伐採による気候変動への恐怖から自然環境の保全は世界中の課題となっています。それゆえ、都市に残された樹木の伐採はそれが小面積であっても大きな社会問題となって、その都市のイメージを大きく低下させます。

この伐採現場を見ると、「総合運動公園反対の市民運動の成功とは一体何だったのか」、これが「市民第一主義の五十嵐市長誕生の結果なのか」と改めて思います。自戒をこめて、もう一度市民が立ち上がる必要があると思います。

市議会と市民は「自然環境を生かした多様な土地利用」を提案していました

高エネルギー研南側用地は、つくば市が総合運動公園等の公共利用目的でUR都市機構から購入した用地です。総合運動公園が市民運動の住民投票によって中止になって以降、様々な土地利用案が検討されて来ました。令和3年6月の市議会の調査特別委員会の報告書や、令和3年12月の市が市民に公募したパブリックコメントでは、「自然環境を生かした市民のための多様な土地利用」が提案の主流でした。つくば市が現在行っている一括売却を求める意見はごく少数でした。

つくば市は議会の議決を経ないで一括売却を強行

ところが、令和4年1月9日の市議会全員協議会で、市長は「高エネ研南用地は、市の土地開発公社の所有だから議会の議決は不要」と言って、議会の議決無しに「一括売却」することを表明したのです。一部の議員が強く反対しましたが、市議会多数派は特に問題視しませんでした。議会で議論していれば、「一括売却」は市議会の提案書やパブリックコメントの提言に反しているのに認められなかったはずで、これによって、市議会と市民の「自然環境を生かした市民のための多様な土地利用」の提案は全て無視されてしまったのです。

議会の議決を経ない一括売却は違法であるとしてつくば市を提訴

土地開発公社の所有と言っても、土地開発公社の理事長は副市長で、市長と幹部職員が理事になっていて、職員も市の職員で給与も支払われていません。実質的に土地開発公社とつくば市は一体で、土地は市民の財産であることは自明ですから、市長が言っていることは誰が見ても詭弁です。このため、「議会の議決無しに市民の財産を売却するのは違法である」として、令和4年5月20日につくば市民が売却の差し止めの住民訴訟を起こしました。

日本が民主主義の国であれば契約は解除され土地は市民に返還されます

権威主義的な独裁政治は形式論で市民を統治しますが、民主主義国は実質論で議論して政策を決めます。そうでないと世論が納得しないからです。つくば市が主張しているような詭弁（きべん）と形式論が司法の場で認められ、法の網の目をかいくぐって、地方公共団体の財務会計行為が民主的なコントロールからすり抜けることが許されるなら、日本は民主主義の国ではありません。

日本が民主主義の国であれば、最終的につくば市の形式論は退けられ、高エネ研南用地が市民に返還される可能性が十分にあります。その時、樹齢70年超の自然林が伐採されて消失していたら、つくば市民は取り返しのつかない損失を被ることになります。

「一括売却」は本来あり得ない選択でした

市長が「土地開発公社はつくば市とは別の組織」という詭弁（きべん）と形式論によって議会を無視するという、民主主義の道理を無視した禁じ手を使わなければ、「一括売却」はつくば市にとってあり得ない選択でした。市議会の多数派の皆様が「議会で議論しても違法ではない」と言って、民主主義の道理を通していてくれたらと悔やまれます。

現在、洞峰公園の生態系を守るためと称して、毎年多額の市民の税金を使って

県の施設を丸ごと引き受ける案が 12 月議会で審議されています。同じつくば市において東京ドーム 10 個分の森林が、曖昧なプロセスで消滅する危機にあることを黙認するなら、市議会と市民の見識が問われます。

市議会議員の皆様におかれましては、この伐採強行の惨状を前にして、一括売却の後始末について改めて議論を行ってくださいますようお願い申し上げます。

伐採強行から森を守るのは今すぐの市民の意思表示

高エネ研南用地の森を守るために、市役所に電話して市民の伐採反対の意見を土地意所有者のグッドマンジャパンに伝えてくれる様に頼めば、市職員はそれを伝えてくれるはずですが、12 月 8 日の時点で伐採が完了しているのは全体の 2 割くらいですから、まだ間に合います。しかし、伐採は今日も続いています。